

清水町教育委員会就学奨励費交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第19条の規定に基づき、経済的な理由により就学困難な児童・生徒の保護者に対して必要な援助（以下「就学奨励」という。）を行い、義務教育の円滑な実施を図ることを目的として清水町が行う援助について必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 就学奨励の対象者は、清水町立の小学校及び中学校に在籍する児童・生徒の保護者として清水町に住所を有する者のうち、生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者（以下「要保護者」という。）又は要保護者に準じる程度に困窮していると認められる者であって、次の各号のいずれかに該当するもの（以下「準要保護者」という。）とする。

- (1) 生活保護法に基づき保護の停止又は廃止の措置を受けた者
- (2) 地方税法（昭和25年法律第226号）第295条第1項の規定に基づき町民税が非課税である者
- (3) 地方税法第323条の規定に基づき町民税が減免された者
- (4) 地方税法第72条の62の規定に基づき個人の事業税が減免された者
- (5) 地方税法第367条の規定に基づき固定資産税が減免された者
- (6) 国民年金法（昭和34年法律第141号）第89条又は第90条の規定に基づき保険料が減免された者
- (7) 清水町国民健康保険税条例（昭和38年清水町条例第26号）第15条の規定に基づく国民健康保険税の減免又は国民健康保険税の徴収を猶予された者
- (8) 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第4条に基づき児童扶養手当の支給を受けている者
- (9) 前号までに該当しない者のうち、次のいずれかに該当し、同一生計世帯全員の所得が別に定める判断基準を超えない者
 - ア 雇用保険日雇労働被保険者手帳を有する日雇労働者又は職業安定所登録日雇労働者である者
 - イ 職業が不安定で、生活状態が悪いと学校長及び教育委員会が認めた者
 - ウ 学用品、通学用品費等に不自由していて、生活状況が極めて悪いと学校長及び教育委員会が認めた者
 - エ 長期療養、火災、交通事故等不慮の災害又はその他の理由により収入が少ないなどで経済的に困っている者

(就学奨励の対象経費等)

第3条 就学奨励は、要保護者及び準要保護者に就学奨励費（以下「奨励費」という。）を交付することにより行う。

- 2 奨励費の種類、内容及び当該種類に応じる交付対象者は、別表のとおりとする。
- 3 奨励費の額は、毎年度国が定める要保護児童生徒援助費補助金に係る基準に準じて教育委員会が算定した額とする。

(申請)

第4条 就学奨励を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、就学奨励費申請書（別記様式）を教育委員会に提出しなければならない。ただし、要保護者については、この限りでない。

（認定等）

第5条 教育委員会は、前条の規定により申請を受けたときは、その内容を審査し、奨励費対象世帯の認定の適否を決定して、申請者に通知するものとする。

2 要保護者に対する奨励費の交付については、教育委員会が要保護者の申請を待たずにこれを認定することができるものとする。

3 教育委員会は、第1項の規定による認定に当たって、申請者の同意により福祉及び税務担当課その他関係機関に当該審査に係る参考となる資料の閲覧、提出その他の協力を求めることができる。

（奨励費交付の期間）

第6条 就学奨励が受給できる期間は、前条第1項の決定に係る日の属する月の初日から当該申請の属する年度の末日までとする。ただし、年度途中に第2条に規定する受給資格を喪失した場合は、この限りではない。

（返還）

第7条 教育委員会は、受給者が次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取り消し、又は既に交付した奨励費の全部若しくは一部の返還を命じることができる。

(1) 偽りその他不正な手段により就学奨励を受けたとき。

(2) 奨励費対象世帯の認定に当たり、教育委員会が付した条件に違反し、又は奨励費をその目的以外に使用したとき。

（届出）

第8条 受給者は、就学奨励の申請に係る事項に変更が生じたときは、速やかに教育委員会に届け出なければならない。

（委任）

第9条 この要綱に定めるもののほか、就学奨励について必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

（適用期日）

1 この要綱は、平成18年4月1日から適用する。

（就学奨励に関する経過措置）

2 平成18年4月1日以前に奨励費対象世帯として認定され、奨励費の受給を受けた者については、この要綱の規定にかかわらず清水町就学奨励費認定要領（昭和60年制定）の規定の適用を受けるものとする

附 則

この要綱は、平成19年12月26日から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年2月25日から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

別表（第 3 条関係）

種 類	内 容	交付対象者
1 学用品費	児童・生徒が所持すべき各教科及び特別活動の学習に直接必要な学用品の購入費	準要保護者
2 通学用品費	小学校又は中学校の第 2 学年以上の学年に在学する児童・生徒が通学のために通常必要となる通学用品の購入費	
3 新入学児童生徒学用品費等	小学校又は中学校に新たに入学する児童・生徒が通常必要となる新入学に当たっての学用品費等の購入費	準要保護者（ただし、奨励費の交付を受ける前年度において、清水町教育委員会入学準備金交付要綱に基づく入学準備金及びこれに類似するものの交付を受けている者を除く。）
4 体育実技用具費	小学校又は中学校の体育の授業に必要な体育実技用具のうちスケート用具の購入費（小学校第 3 学年、第 6 学年及び中学校第 3 学年に支給し、その他の学年については購入費の 2 分の 1 を支給）	準要保護者
5 給食費	学校給食費として児童・生徒が徴収される額	
6 クラブ活動費	クラブ活動（課外の部活動を含む。以下同じ）の実施に必要な用具等で児童・生徒の全員が負担する経費	
7 生徒（児童）会費	生徒（児童）会費（懇親会費・教材費・ドリル代を除く学級費、クラス会費を含む）として児童・生徒が負担する額	
8 P T A 会費	P T A 会費として徴収される額	
9 卒業アルバム	卒業アルバム代等として徴収される額	

代等		
10 修学旅行費	児童・生徒が参加する修学旅行（清水町立学校管理規則の制定について（昭和51年12月1日清水町教育委員会教育長通達）第1号基準に定める見学旅行をいう。）に直接必要となる交通費、宿泊費、記念写真代、見学科等	要保護者及び準要保護者
11 自然教室事業費（中学校）	自然教室事業として実施する校外活動のうち、宿泊を伴うものに生徒が参加するために直接必要となる経費	
12 医療費	児童・生徒が学校保健安全法施行令（昭和33年政令第174号）第8条に規定する疾病にかかった場合、学校において治療の指示を受けたときにその医療に要した費用	

年度 就学奨励費申請書（世帯票）

住所	〒 ー 清水町 (町内会・農事組合名)		申請者氏名 (保護者氏名)		印	
自宅 電話	ー	携帯 電話	ー	ー	自宅に電話 の無い方	方 ー
申請 区分	新規・継続	住宅の状況	自宅・借家 (家賃 円) (借家、公営住宅の場合は家賃を記入)			
<p>※ 同意書 年度就学奨励費の認定に必要があるときは、私及び家族の収入等の状況について (兼委任状) 公簿等を閲覧して調査することに同意いたします。また、認定後は学校給食費、修学旅行費 及び自然教室事業費の受領に関する一切の権限を児童生徒の在籍する学校長に委任します。</p> <p>清水町教育委員会 様 申請者氏名 印</p>						
	ふりがな 氏名 (小中学生)	続柄	生 年 月 日	年 齡	学 校 名	学 年
児 童 生 徒			年 月 日			
			年 月 日			
			年 月 日			
			年 月 日			
	ふりがな 氏 名	続柄	生 年 月 日	年 齡	職 業	勤務先等
そ の 他 の 家 族			年 月 日			
			年 月 日			
			年 月 日			
			年 月 日			
			年 月 日			
申 請 理 由	裏面を見て該当する理由を記入してください。 番号 理由					
学 校 記 入 欄	<p>学校長の意見 上記の者を就学奨励費が必要とする児童生徒として報告します。</p> <p>年 月 日 学校名 学校長 印</p>					

申請理由（就学奨励費の交付を受けることができる方）

1 現在、生活保護を受けている。

（今年度、次の2～6のうち、いずれかの扱いを受けた方）

2 生活保護法に基づく保護が停止又は廃止になった。（ 年 月 日）

3 地方税法に基づく町民税の非課税又は災害による減免を受けた。

4 地方税法に基づく災害による個人事業税又は固定資産税の減免を受けた。

5 国民年金法に基づく国民年金の掛金の減免又は地方税法に基づく国民健康保険税の減免若しくは徴収の猶予を受けた。

6 児童扶養手当法に基づく児童扶養手当の支給を受けている。

（手帳番号 ）

7 （保護者が）雇用保険日雇労働被保険者手帳を有する日雇労働者又は職業安定所登録日雇労働者

8 職業が不安定で、生活状態が悪い。

9 学用品、通学用品等に不自由していて、生活状況が極めて悪い。

10 長期療養、火災、交通事故等不慮の災害により経済的に困っている。

11 その他、収入が少ないなどで経済的に困っている。（理由を詳しく書いてください。）

※ 上記の中から該当する項目を選び、表の申請理由欄に番号と内容を記入してください。

※ 児童扶養手当受給の方は、手帳の記号番号の記入漏れに注意してください。

※ 7～11に該当する方は、前年の世帯全員の収入等を確認し、生活保護基準の一定率未満である場合に支給いたします。